

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人Tansa

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

準備書面 (2)

令和7年9月17日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人

志	水	崇	通
鬼	頭	忠	広
鈴	木	吉	憲
角	銅	法	子
伊	藤	優希	子
富	永	健	嗣
岸		彩	子
林		花	梨
渡	邊	栄	璃
吉	田	理	子
松	下	謙	祐
相	原	佳	奈

被告は、令和7年6月12日の第3回口頭弁論期日において、御庁から「原告第1準備書面第5（引用者注：15ないし19ページ）記載の求釈明事項については、原則として回答する方向で対応されたい。」と求められた。これを踏まえ、被告は、本準備書面において、同求釈明事項につき、改めて回答するとともに（後記第1）、同期日において御庁から求められたその他の求釈明事項についても、併せて回答する（後記第2）。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 原告第1準備書面「第5 求釈明事項」に対する回答

1 「1 3日間にわたった内閣法制局打ち合わせについて」について

(1) 「①2022年7月12日に実施された「相談」の開始及び終了時刻（午前及び午後など複数回にわたる場合にはそれぞれについて）並びに相談の出席者氏名及び役職名（報告・相談・追加調査等のために離席等した者がいる場合にはその者の氏名及び離席した時間、誰に報告・相談したのか）」について

ア 「「相談」の開始及び終了時刻（午前及び午後など複数回にわたる場合にはそれぞれについて）」について

令和4年7月12日に実施した内閣官房及び内閣府（出席者は、後記イのとおり。）の内閣法制局への相談は、同日の午後に1回行われた。具体的な時刻までは不明である（乙7ないし10）。

イ 「相談の出席者氏名及び役職名（報告・相談・追加調査等のために離席等した者がいる場合にはその者の氏名及び離席した時間、誰に報告・相談したのか）」について

以下の6名である。

①内閣官房内閣総務官室内閣参事官（当時） 西澤能之（以下「西澤元

参事官」という。)

②内閣官房内閣総務官室企画官（当時） 御厩敷寛（以下「御厩敷元企画官」という。)

③内閣府大臣官房総務課長（当時） 中嶋護（以下「中嶋元課長」という。)

④内閣府大臣官房総務課課長補佐（当時） 田原太郎（以下「田原元補佐」という。)

⑤内閣法制局第一部参事官（当時） 乗越徹哉（以下「乗越参事官」という。)

⑥内閣法制局第一部参事官補（当時） 森下雄介

(2) 「②同月13日に実施された「相談」につき同上」について

内閣官房及び内閣府の内閣法制局への相談は、令和4年7月13日には実施されていない（乙5、7ないし10）。

(3) 「③同月14日に実施された「相談」につき同上」について

内閣官房及び内閣府の内閣法制局への相談は、令和4年7月14日には実施されていない（乙5、7ないし10）。

2 「2 案段階文書について」について

(1) 「①案段階文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯（作成か取得かを区別して明らかにされたい）」について

令和4年7月8日に安倍元総理が死亡したことを受けて、内閣官房及び内閣府において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であることの根拠につき整理を行い、その内容に法律問題が含まれたことから、内閣法制局設置法（昭和27年法律第252号）3条3号に規定する意見事務として内閣法制局に対して意見を求めることにした。案段階文書は御厩敷元企画官が内閣官房及び内閣府の連名で作成し（内閣官房で作成）、西澤元参事官に共有し、また、中嶋元課長ないし田原元補佐に

共有した（内閣官房から内閣府が取得）（乙7ないし10）。

(2) 「②不開示決定時までの期間」について

ア 内閣官房

本件開示請求1の受付日は令和4年9月28日で、本件不開示決定1は同年10月28日付けである（甲14）。

イ 内閣府

本件開示請求2の受付日は令和4年9月28日で、本件不開示決定2は同年10月28日付けである（甲15）。

(3) 「③保管の体制や状況等」について

ア 内閣官房

御厩敷元企画官の使用端末（PC）上で保存していた。

イ 内閣府

内閣官房から共有を受け当該文書を取得した中嶋元課長と田原元補佐が、それぞれの使用端末（PC）上（電子媒体）又は執務スペース（紙媒体）で保存していた。

(4) 「④何年何月何日に廃棄したのか」について

ア 内閣官房

甲9文書の内容が確定した後に廃棄したが、具体的な廃棄年月日は不明である。

なお、被告の令和7年5月30日付け準備書面(1)（以下「被告準備書面(1)」という。）第1の2(2)イ（7及び8ページ）で述べたとおり、本件内閣官房規則上、案段階文書について、廃棄の記録は必要とされていない。

イ 内閣府

甲9文書の内容が確定した後に廃棄したが、具体的な廃棄年月日は不明である。

なお、被告準備書面(1)第1の2(2)イ（7及び8ページ）で述べたとお

り、本件内閣府規則上、案段階文書について、廃棄の記録は必要とされていない。

(5) 「⑤本件不開示決定①と同②が食い違っている理由」について

被告準備書面(1)第1の2(2)ウ(8ページ)で述べたとおり、内閣官房においては、案段階文書についても本件開示請求1の対象文書と認識していたのに対し、内閣府においては、甲9文書が本件開示請求2の対象外とされたこと(甲13、乙3)を踏まえ、案段階文書についても対象外との認識の下、不開示決定を行ったためである。

(6) 「⑥本件不開示決定②に事実と異なる理由が付記された理由」について

前記(5)で述べたとおり、内閣府においては、案段階文書が本件開示請求2の対象外と認識していたため、不開示決定の理由中に廃棄の点を記載していなかったものである。

3 「3 案段階以外文書」について

(1) 「不存在とした理由は、次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれによるためか。」について

「(ア) 解釈上不存在の類型に該当すると判断したため(行政文書としては作成または取得していないが、文書としては作成または取得している)。

(イ) 物理的不存在の類型に該当し、そもそも作成又は取得していないため。

(ウ) 物理的不存在の類型に該当し、いったん作成又は取得したが、その後廃棄したため。」

		内閣官房	内閣府
(i)	内閣法制局に提出した内閣官房ないし内閣府のポジションペーパー ※ポジションペーパー…見解を示した書類、方針書、声明書。(デジタル大辞泉)	(イ)	(イ)

(ii)	内閣法制局からの質問や意見、内閣法制局が結論を出す時期の見通し等を記載して内閣官房ないし内閣府内で報告した文書またはメール	後記①のとおり	後記②のとおり
(iii)	内閣法制局から出された質問や課題に答えるために作成又は取得し、内閣法制局に交付ないし提示した文書またはメール	(イ)	(イ)
(iv)	(iii) のような文書の準備のために内閣官房及び内閣府の内部及び内閣官房及び内閣府間でやりとりしたメール	(イ)	(イ)
(v)	内閣法制局とやりとりしたメール	(ウ)	(イ)
(vi)	内閣総理大臣秘書官（その他内閣総理大臣に取り次ぐ者）に内閣法制局打ち合わせの状況や内容について報告した文書ないしメール（内閣法制局の結論的意見ないし意見がないことを記載した文書ないしメールを含む）	後記①のとおり	後記②のとおり
(vii)	内閣総理大臣秘書官（その他内閣総理大臣に取り次ぐ者）から受領した文書ないしメール	後記①のとおり	後記②のとおり

- ① 本件開示請求 1 の対象文書（本件文書 1）、すなわち、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和 4 年 7 月 12 日～14 日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。ただし、令和 4 年 9 月 26 日付け閣総第 556 号-3 で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」

を除く。」に含まれるものとしては不存在。

- ② 本件開示請求2の対象文書（本件文書2）、すなわち、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。ただし、令和4年9月26日付け府総第924号で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」を除く。」に含まれるものとしては不存在。

- (2) 「(ア)に該当する場合：行政文書に該当しないとする理由、文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯（作成か取得を区別）、保管状況」について
前記(1)(ア)に該当するものはない。

- (3) 「(イ)に該当する場合：該当する行政文書の内容や性質、その作成経緯、作成又は取得していない理由等」について

以下の表のとおりである。なお、同表左欄(i)ないし(vii)は、前記(1)の表の左欄(i)ないし(vii)にそれぞれ対応し、また、「(イ)に該当する場合」に当たらないために回答の対象とならない欄には斜線を引いた。

	内閣官房	内閣府
(i)	甲9文書及び案段階文書を作成したが、それ以外の文書は作成・取得していない。	甲9文書及び案段階文書を作成したが、それ以外の文書は作成・取得していない。
(ii)		
(iii)	「内閣法制局から出された質問や課題」を持ち帰って「答える」という状況が生じなかったため、文書・メールは作成・取得していない。	「内閣法制局から出された質問や課題」を持ち帰って「答える」という状況が生じなかったため、文書・メールは作成・取得していない。

(iv)	(iii) に同じ	(iii) に同じ
(v)		内閣法制局とメールでのやりとりは行わなかったため、作成・取得していない。
(vi)		
(vii)		

(4) 「(ウ)に該当する場合：該当する行政文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯、不開示決定時までの期間、保管の体制や状況等、廃棄した具体的な年月日」について

被告準備書面(1)第1の2(1)イ及び(2)ア(5ないし7ページ)で述べたとおり、令和4年7月12日の内閣法制局への訪問後から同月14日までの間(具体的な日時は不明である。)、内閣法制局からの案段階文書への修正に関する連絡を踏まえて、御厩敷元企画官において、内閣法制局に対し、修正後の案段階文書をメールで送付した後、当該メールを、甲9文書の内容が確定した後に廃棄したが、具体的な廃棄年月日は不明である(乙5及び8)。

なお、本件内閣官房規則上、当該メールについて、廃棄の記録が必要とされていないことは、被告準備書面(1)第1の2(2)イ(7及び8ページ)で述べたとおりである。

(5) 「その他、行政文書には該当しないが、内閣法制局打ち合わせに関連するものとして2022年7月12日から14日までの間に作成または取得した文書で、上記(i)～(vii)の類型には該当しないと被告が考える文書が存在する場合には、その文書について、上記②に記載した各事項」について

ア 内閣官房

内閣法制局からの修正に関する電話連絡の内容について、御厩敷元企画官が自らの手控えとして手書きでメモをとったが、その内容は軽微なもの

であり、内容を案段階文書に反映させた後、用済みのため廃棄した。

イ 内閣府

上記求釈明事項に係る文書に該当する文書はない。

4 「4 被告の探索方法及び範囲について」について

- (1) 「執務室内、書庫、パソコン上の共有フォルダ等」(答弁書・答申書)の「等」に含まれるものは何か、パソコンや携帯端末まで探索したか。

ア 内閣官房

被告準備書面(1)第3の4(12ページ)で述べたとおり、当時の担当職員の使用端末(公用携帯を含む。)が含まれる。

イ 内閣府

被告準備書面(1)第3の4(12ページ)で述べたとおり、当時の担当職員の使用端末(公用携帯を含む。)が含まれる。

(2) 探索方法及び範囲の具体的説明

ア 内閣官房

内閣官房内閣総務官室の情報公開担当者が、同室所属の職員(令和4年7月12日に内閣法制局を訪問した担当者を含む。)に対して探索指示を行い、同室及び総理大臣官邸各室の執務室内、書庫、共有フォルダ及び当時の担当職員の使用端末(公用携帯を含む。)を対象に探索を実施した。

イ 内閣府

当時の大臣官房故安倍晋三国葬儀事務局(以下「国葬儀事務局」という。)情報公開担当者が、国葬儀事務局の執務室内、書庫、共有フォルダの探索を実施するとともに、大臣官房総務課の令和4年7月12日に内閣法制局を訪問した担当者及び国葬儀事務局の本件開示請求2対象文書を取得した可能性のあった職員が、各自の使用する端末(公用携帯を含む。)や各自の執務スペースを確認した。

第2 第3回口頭弁論期日における裁判所からの求釈明事項に対する回答

1 乙第5号証の第1段落中、「現在の担当者」、「当時の担当者」の肩書及び氏名

(1) 現在の担当者¹

内閣官房内閣総務官室内閣参事官 富永健嗣

内閣官房内閣総務官室企画官 日坂実

内閣府大臣官房総務課制度室長 吉田理子

(2) 当時の担当者（所属及び肩書きはいずれも当時）

内閣官房内閣総務官室内閣参事官 西澤能之（西澤元参事官）

内閣官房内閣総務官室企画官 御厩敷寛（御厩敷元企画官）

内閣府大臣官房総務課長 中嶋護（中嶋元課長）

内閣府大臣官房総務課課長補佐 田原太郎（田原元補佐）

2 乙第5号証第2段落中、「内閣官房担当者2名」及び「内閣府担当者2名」の肩書及び氏名

前記第1の1(1)イで述べたとおりである。

3 乙第5号証第2段落中、「同日以降同月14日までの間」の具体的な日時及び回数

具体的な日時及び回数は不明である（乙7ないし10）。

4 乙第5号証第2段落中、「内閣法制局から（中略）連絡が電話であった」につき、誰から誰への電話か。

内閣法制局の乗越参事官又は担当者から御厩敷元企画官宛ての電話である（乙7及び8）。

5 乙第5号証第2段落中、「見解の変更に至らない修正」とは具体的に何か。

「国費をもって国の事務として行う葬儀を、将来にわたって一定の条件に該当する人について、必ず行うこととするものではないこと」との一文の追記の

¹ 飽くまでも「乙第5号証作成当時」という趣旨の「現在」であり、本準備書面提出時点ではない。

ほか、語句の修正等の見解の変更に至らない修正である（乙8）。

- 6 乙第5号証第2段落中、「内閣官房から（中略）メールで送付した」とは、誰から誰へのメールで、ccには誰が入っていたか。

御厩敷元企画官から内閣法制局の乗越参事官又は担当者宛てにメールで送付したが、ccに誰か入れていたか否かは当時の内閣官房の担当者2名（西澤元参事官及び御厩敷元企画官）に対して改めて確認し、報告を求めたが、特定には至らなかった（乙7及び8）。

- 7 乙第5号証第2段落中、「内閣法制局から電話で（中略）回答があった」とは、誰から誰への電話か。

内閣法制局の乗越参事官から西澤元参事官宛ての電話である（乙7）。

- 8 内閣法制局の参事官及び参事官補の下の名前

前記第1の1(1)イで述べたとおり。

- 9 被告準備書面(1)6ページ「(2)」に関し、案段階文書及びメール等の廃棄の年月日

前記第1の2(4)及び3(4)で述べたとおりである。

以上